

資料25 独立採算事業と提案事業

		独立採算事業		提案事業
事業主体	要求水準P58	・選定事業者又は選定事業者が選定して市の承諾を得た第三者(構成企業・協力企業) ※独立採算事業は第三者を構成企業・協力企業と限定する		・選定事業者又は選定事業者が選定して市の承諾を得た第三者
事業内容	実施方針 (用語の定義) 要求水準P7	・選定事業者の任意提案により、本運動場の目的を逸脱しない範囲において、選定事業者が独立採算により実施する事業	実施方針 (用語の定義) 要求水準P7	・市の要求水準及び加算項目に従い、選定事業者の提案により実施する事業
	要求水準P89	・独立採算事業は、選定事業者の自己負担で本運動場の目的を逸脱しない範囲において、選定事業者が独立採算により任意に実施する事業 ・本事業の基本方針と合致し、本運動場と一体的に整備することにより、利用促進や利用者の一層の利便性向上が期待されるもので、本事業の事業計画に過度の影響を与えない事業 ・独立採算事業の内容は、関係法令に基づいて選定事業者が自由に提案できる		—
	要求水準P78	・休日の提案事業等利用は、全施設を占有する提案事業等を4回(終日)/年まで、単独の運動施設を占有する提案事業等を合計8回(終日)/年まで行うことができる。 ※提案事業等＝提案事業及び独立採算事業	要求水準P78	・休日の提案事業等利用は、全施設を占有する提案事業等を4回(終日)/年まで、単独の運動施設を占有する提案事業等を合計8回(終日)/年まで行うことができる。 ※提案事業等＝提案事業及び独立採算事業
	要求水準P78	・平日の提案事業等利用は、公共施設としての目的を逸脱しない範囲内で占有利用を行うことができる。(次月の抽選後)	要求水準P78	・平日の提案事業等利用は、公共施設としての目的を逸脱しない範囲内で占有利用を行うことができる。(次月の抽選後)
	要求水準P86	・利便性、快適性向上のための飲食物の提供 ・イベント、大会時において、移動店舗や屋台を利用した飲食物の提供 ・各運動施設における競技に関するスポーツ用品等の販売または用品等の修理、レンタル等 ・選定事業者自ら購入した備品の貸出し ・利用者の技術・意識向上に資する設備の提供 ・スポーツ意識の向上に資するイベント、大会及び教室等の開催 ・スポーツ技術の向上に資するイベント、大会及び教室等の開催	要求水準P88	・利用者の水分補給を目的とした飲料の提供、販売
			要求水準P86	・スポーツ意識の向上に資するスポーツイベント、大会及び教室等の開催 ・スポーツ技術の向上に資するスポーツイベント、大会及び教室等の開催
提案審査		—	審査基準P6	・提案事業計画は利用者の満足度向上のための具体的な提案がされているか。
			審査基準P8	□現在までに行われてきたイベント・大会の他、誰もが惹きつけられる優れたスポーツプログラム(トップレベルの試合や大会等の開催・誘致)が具体的に提案されているか。
			審査基準P8	□スポーツを始めるきっかけとなる優れたスポーツプログラム(イベントや教室等の開催・誘致)が具体的に提案されているか。
			審査基準P8	□優れたスポーツ選手の育成につながる優れたスポーツプログラム(教室等の開催)が具体的に提案されているか。
			審査基準P9	・提案施設等の不履行に対する責任の取り方が具体的に提案されているか。(クラブハウス・スポーツ意識の向上・スポーツ技術の向上に係る提案事業)
モニタリング	モニタリング減額方法説明書P1	対象(SPC運営及び施設運営への影響をモニタリング)	モニタリング減額方法説明書P1	対象
モニタリング (業務レベル未達時)	モニタリング減額方法説明書P1	— ・業務担当者、業務実施企業の変更 ・改善勧告 ・中止勧告	モニタリング減額方法説明書P1	・運営費の支払い減額 ・業務担当者、業務実施企業の変更 ・改善勧告 ・契約解除
事業の継続 (事業期間中)		・事業者判断のみで廃止することが可能		・事業者判断のみで廃止することはできない。 ⇒代替措置の提供等を求めるなどの協議が発生
利用料金の支払い		(運動施設を利用し実施する場合) ・必要 ※商用者利用料金と同じ		(運動施設を利用し実施する場合) ・不要
		(条例上、利用料金が設定されたスペースを利用し実施する場合) ・必要 ※商用者利用料金と同じ		(条例上、利用料金が設定されたスペースを利用し実施する場合) ・不要
行政財産目的外許可		(条例上、利用料金が設定されたスペース以外を活用し実施する場合) ・必要		・不要
		(提案施設の一部を活用し実施する場合) ・必要		・不要
		(独立採算施設において実施する場合) ・独立採算施設の意向による		—
行政財産目的外許可期間		・5年間		—

行政財産目的外使用料	要求水準P58	(条例上、利用料金が設定されたスペース以外を活用し実施する場合) ・支払う		(条例上、利用料金が設定されたスペース以外を活用し実施する場合) ・支払わない
		(提案施設の一部を活用し実施する場合) ・支払う ※減免措置を講じる予定		(提案施設の一部を活用し実施する場合) ・支払わない
		岡崎市行政財産目的外使用料条例 土地:土地の適正な評価額に100分の3を乗じて得た額(年額) 建物:建物の適正な評価額に100分の10を乗じ、これに100分の108を乗じて得た額に土地の目的外使用料を加算した額(年額) ※見直しは固定資産税評価額の見直し時期(3年毎)		—
収入	実施方針P7 支払方法説明書P2	・独立採算施設等を整備し又は本運動場を利用した独立採算事業を実施し、その収入を得ることができる。	実施方針P7 支払方法説明書P2	・本施設を利用して実施する提案事業に係る収入を得ることができる。
	要求水準P77	・自らの収入とすることができる。	要求水準P77	・自らの収入とすることができる。
		・利用者からの参加費は、事業者判断で設定できる。		・利用者からの参加費は、市と協議のうえ設定する。
		(提案施設の一部を活用し実施する場合＝行政財産目的外使用料の減免措置を適用した場合) ・利用者からの参加費は事業者判断で設定できるが、市と協議が必要。		
	支払方法説明書P4	・サービス購入料の対象としない。	支払方法説明書P4	・サービス購入料Cの対象となる。